

令和3年7月定例教育委員会会議

1. 日 時

令和3年7月21日（水）午後2時30分～午後4時00分

2. 場 所

河内長野市役所7階 行政委員会室

3. 出席委員

松本教育長、藤本教育長職務代理者、嘉名委員、尾上委員、田中委員

4. 7月定例教育委員会会議録署名委員

松本教育長、藤本教育長職務代理者、嘉名委員

5. 事務局出席者

宮阪教育推進部長、小川生涯学習部長、中田教育推進部理事、安田教育推進部理事、寺本教育総務課長、生田教育指導課長、内田教育指導課参事、篠崎教育指導課参事、二井文化・スポーツ振興課長、伊藤文化財保護課長、西野地域教育推進課長、森図書館長、武本教育総務課長補佐、帯屋教育総務課庶務係長

6. 会議要録

開 会

松本教育長

ただいまより教育委員会会議を開催することといたします。

それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、令和3年7月定例教育委員会会議を開会いたします。

(1) 前回会議録の承認

松本教育長

6月の会議録について、何かご異議、ご質問などございませんか。

特にご異議等がありませんでしたので、6月の会議録を承認することといたします。

(2) 署名委員の指名

松本教育長

7月の会議の会議録の署名は、私のほかに藤本教育長職務代理者と嘉名委員にお願いします。

藤本教育長職務代理者、嘉名委員

了解しました。

(3) 教育長報告

松本教育長

次に教育長報告にうつります。

令和3年6月28日から令和3年7月20日までの間の活動、主なものを申し上げます。

まず6月29日火曜日は、庁議に出席しました。

30日水曜日は、加賀田小学校を訪問しました。また、学校給食会理事会（給食センター）に出席しました。

7月1日木曜日は、市校長会（給食センター）に出席しました。

2日金曜日は、大阪府教育長市町村教育室長の応接をしました。

3日土曜日は、図書館協議会（キックス）に出席しました。

5日月曜日は、小山田小学校を訪問しました。また、大阪府教職員人事対策連絡協議会（府民センター）及び南河内地区市町村教育長連絡協議会（府民センター）に出席しました。

6日火曜日は、市部長会に出席しました。また、高向小学校を訪問しました。

7日水曜日は、千代田中学校を訪問しました。また、シティマラソン実行委員会に出席しました。

8日木曜日は、市教頭会に出席しました。

9日金曜日は、新型コロナウイルス対策本部会議に出席しました。また、大阪府都市教育長協議会役員会（アウィーナ大阪）及び大阪府都市教育長協議会定例会（アウィーナ大阪）に出席しました。

13日火曜日は、南河内地区中学校長会（富田林市民会館）に出席しました。また、庁議に出席しました。

14日水曜日は、大阪府都市教育長協議会役員会（アウィーナ大阪）及び小中学校長会役員会合同懇談会（アウィーナ大阪）に出席しました。

15日木曜日は、政策検討会議に出席しました。また、市議会全員協議会に出席しました。

以上、教育長報告を終わります。何かご質問はございませんか。

松本教育長

よろしいでしょうか。

ではつづいて、各委員から報告事項、情報提供をお願いいたします。

松本教育長

よろしいでしょうか。

それでは教育委員報告を終わります。

(4) 議事（要旨）

松本教育長

それでは、本日の案件に入ります。

議案第25号「河内長野市立市民交流センター条例の全部改正について」の説明をお願いします。

二井文化・スポーツ振興課長

議案第25号「河内長野市立市民交流センター条例の全部改正について」ご説明いたします。

河内長野市立市民交流センターにつきましては、平成14年7月に開館し、当初は市直営より管理運営を行っておりましたが、平成26年4月から指定管理者制度を導入いたしまして、令和4年3月31日まで、現在の指定管理者により管理運営を行っております。

この度指定管理期間の終了に伴いまして、令和4年4月1日から教育委員会の直営により、管理運営を行うことから、当該条例を全部改正するものでございます。また併せて、保育室および講師控室の単体での利用を可能とするために、新たに施設利用料を設定するものでございます。

改正の概要といたしまして、直営または指定管理者のいずれにおいても、管理運営が行うことができるように、第1条から第18条に直営の際の管理運営の内容を、また第19条から第23条には指定管理者による指定管理の管理運営の内容を規定しております。直営時におきましては、使用料は指定管理者の場合と同様に、金額の上限を設けておりますことから、第9条1項、第14条1項において、使用料における上限設定の内容を規定しております。保育料と講師控室につきましては下の表のとおり、新たに設定したものでございます。

施行予定日は令和4年4月1日でございます。

説明につきましては以上でございます。ご審議の上ご承認賜りますようお願いいたします。

松本教育長

ただいまの説明につきまして、ご異議等ありましたらお願いいたします。

これは2観点について、全部改正するという認識でよかったですか。

直営による管理と、保育室等の単独利用を追加して改正ということですね。

二井文化・スポーツ振興課長

はい。

田中委員

保育室の利用定員は何名ですか。

二井文化・スポーツ振興課長

通常時で、20名です。

嘉名委員

直営になることで、なにか変わることはありますか。

二井文化・スポーツ振興課長

施設管理の点では特に変わることはありません。

社会教育の点においては、直営になることで事業の見直しが容易になると考えています。

松本教育長

ほかにご異議等ございませんでしょうか。

それではご異議等がないようですので、議案第25号「河内長野市立市民交流センター条例の全部改正について」を承認いたします。

次に、報告案件に移ります。

(5) 報告案件（要旨）

・報告第12号「労働基準法第36条に基づく労使協定の締結について」

市立ふるさと歴史学習館及び市立滝畑ふるさと文化財の森センターにおける、労働基準法第36条に基づく労使協定の締結について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、令和3年4月30日付けで教育長が臨時で代理する議決を得た上で、今回実施した旨報告したものを。

・報告第 1 3 号「令和 2 年度河内長野市学校給食会の事業及び決算の報告について」

令和 2 年度河内長野市学校給食会の事業及び会計収入支出決算について、学校給食会から提出があったため、本定例教育委員会議に報告したものを。

・報告第 1 4 号「令和 2 年度公益財団法人河内長野市文化振興財団の事業並びに決算の報告について」

令和 2 年度公益財団法人河内長野市文化振興財団の事業並びに決算について、地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定に基づき、令和 3 年 9 月市議会に報告するため、本定例教育委員会議に報告したものを。

(6) その他報告（要旨）

寺本教育総務課長

後援名義 第 1 四半期について

市立三日市幼稚園について

南花台中学校区施設一体型小中一貫教育推進校整備の進捗報告について
(別添資料により説明)

通学路の交通安全の確保に関する点検について

伊藤文化財保護課長

ふるさと歴史学習館でのイベント

森図書館長

夏休み子ども科学教室

さわる絵本・布の絵本大公開

図書館資料展示

閉 会

松本教育長

以上で7月定例教育委員会を閉会します。

令和3年8月定例教育委員会開催日程

1. 日 時

令和3年8月30日（月） 午後2時30分開催

※開始時間については、審議案件の件数により変更あり。

2. 場 所

河内長野市役所7階 行政委員会室

- 6月29日（火） 庁議
- 6月30日（水） 加賀田小学校訪問
学校給食会理事会（給食センター）
- 7月1日（木） 市校長会（給食センター）
- 7月2日（金） 大阪府教育庁市町村教育室長応接
- 7月3日（土） 図書館協議会（キックス）
- 7月5日（月） 小山田小学校訪問
大阪府教職員人事対策連絡協議会（府民センター）
南河内地区市町村教育長連絡協議会（府民センター）
- 7月6日（火） 市部長会
高向小学校訪問
- 7月7日（水） 千代田中学校訪問
シティマラソン実行委員会
- 7月8日（木） 市教頭会
- 7月9日（金） 新型コロナウイルス対策本部会議
大阪府都市教育長協議会役員会（アウーナ大阪）
大阪府都市教育長協議会定例会（アウーナ大阪）
- 7月13日（火） 南河内地区中学校長会（富田林市民会館）
庁議
- 7月14日（水） 大阪府都市教育長協議会役員会（アウーナ大阪）
小中学校長会役員合同懇談会（アウーナ大阪）
- 7月15日（木） 政策検討会議
市議会 全員協議会

令和3年7月定例教育委員会会議

議 案 書

令和3年7月定例教育委員会会議提出議案目次

(議決案件)

議案第25号 河内長野市立市民交流センター条例の全部改正について

(説明担当 文化・スポーツ振興課・・・p. 1)

(報告案件)

報告第12号 労働基準法第36条に基づく労使協定の締結について

(説明担当 教育総務課・・・p. 14)

報告第13号 令和2年度河内長野市学校給食会の事業及び決算の報告について

(説明担当 教育指導課・・・p. 15)

報告第14号 令和2年度公益財団法人河内長野市文化振興財団の事業並びに決算の報告について

(説明担当 文化・スポーツ振興課・・・p. 16)

議案第 25 号

河内長野市立市民交流センター条例の全部改正について

河内長野市立市民交流センター条例の全部改正については、次のとおり
です。

令和 3 年 7 月 21 日

河内長野市教育長 松本 芳孝

議案第 号

河内長野市立市民交流センター条例の制定について
河内長野市立市民交流センター条例を次のように定める。

令和3年 月 日提出

河内長野市長 島田 智明

条例第 号

河内長野市立市民交流センター条例

河内長野市立市民交流センター条例（平成13年河内長野市条例第27号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 市民相互の交流並びに市民の文化及び学習活動を推進することにより、生涯学習の振興を図り、もって市民の生活文化の向上及び国際化に資するため、河内長野市立市民交流センター（以下「市民交流センター」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 市民交流センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 河内長野市立市民交流センター

位置 河内長野市昭栄町7番1号

（開館時間）

第3条 市民交流センターの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

2 前項ただし書の場合において、教育委員会は、その旨を市民交流センターへの掲示その他の方法により原則として1箇月前までに周知するものとする。ただし、そのいとまがないときは、この限りでない。

(休館日)

第4条 市民交流センターの休館日は、次に掲げる日とする。

(1) 月曜日

(2) 12月29日から翌年1月3日まで

2 教育委員会が特に必要と認めるときは、市民交流センターを臨時に開館若しくは休館し、又は前項各号の休館日を変更することができる。この場合においては、前条第2項の規定を準用する。

(入館の制限)

第5条 教育委員会は、管理上必要と認めるときは、入館を拒否し、若しくは退館を命じ、又はその他の必要な措置をとることができる。

(使用の許可等)

第6条 市民交流センターを使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会に申請し、その許可を受けなければならない。使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、管理上必要と認めるときは、前項の許可に条件を付すことができる。

(許可の制限)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可をしないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設、附属設備、器具備品等（以下「施設等」という。）を汚損し、若しくは破損し、又は滅失させるおそれがあるとき。
- (3) 市民交流センターの使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の活動を助長し、又は暴力団の利益になると認めるとき。
- (4) 市民交流センターの設置目的上又は管理上支障があると認めるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が使用を不相当と認めるとき。

2 市民交流センターは、連続して7日以上使用することができない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(許可の取消し等)

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用の許可を取り消し、その使用を制限し、又はその使用の停止若しくは退去を命ずることができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則許可の条件又は法令に違反して使用したとき又は使用しようとするとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき。

(3) 災害その他不可抗力による事由により使用させることができなくなったとき又は使用させることが不相当と認められるとき。

(4) 前条第1項各号のいずれかに該当したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めるとき。

2 前項の規定による使用の許可の取消し等により使用者に損害が生じても、教育委員会は、その責めを負わない。

(使用料)

第9条 使用者は、別表第1に定める額の範囲内で教育委員会が定める施設使用料及び附属設備・器具備品使用料（以下「使用料」という。）を納付しなければならない。許可を受けた事項の変更の許可を受ける場合で、使用料の追加を伴うときも、同様とする。

2 使用料は、教育委員会が特に必要と認める場合を除き、使用の許可を受けるときに納付しなければならない。許可を受けた事項の変更の許可を受ける場合で、使用料の追加を伴うときも、同様とする。

(使用料の減免)

第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(1) 国及び他の地方公共団体が使用するとき。

(2) 本市が使用するとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が特別の理由があると認めるとき。

(使用料の還付)

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、教育委員会は、次の各

号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者が、イベントホール、これと同時に使用する施設等については使用日の3箇月前までに、その他の施設等については使用日の10日前までに使用の許可の申請を取り下げたとき。

(2) 使用者の責に帰することができない理由により使用することができなかったとき。

(3) 第8条第1項第3号の規定により市民交流センターの使用の許可を取り消され、その使用を制限され、又はその使用の停止若しくは退去を命じられたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が特別の理由があると認めるとき。

(権利譲渡等の禁止)

第12条 使用者は、使用の許可を受けた目的以外に使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(特別の設備の設置等)

第13条 使用者は、特別の設備を設置し、又は備付け以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

(駐車場使用料)

第14条 市民交流センターの駐車場に自動車を駐車する者は、別表第2に定める額の範囲内で教育委員会が定める駐車場使用料を納付しなければならない。

2 前項の駐車場使用料は、自動車を出場するときに納付しなければならない。

(駐車場使用料の減免)

第15条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車場使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 国及び他の地方公共団体が使用するとき。
- (2) 本市が使用するとき。
- (3) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車が使用するとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が特別の理由があると認めるとき。

(駐車の拒否)

第16条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車場での駐車を拒否することができる。

- (1) 駐車場が満車のとき。
- (2) 駐車場の構造上自動車を駐車させることができないとき。
- (3) 駐車場の構造又は設備を汚損し、又はき損するおそれがあるとき。
- (4) 危険物を積載しているとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障があると認めるとき。

(原状回復義務)

第17条 使用者は、市民交流センターの使用を終了したとき又は第8条第1項の規定により使用の許可の取消し等を命じられたときは、直ち

に使用した施設等を原状に復さなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第18条 使用者は、施設等を汚損し、若しくは破損し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第19条 教育委員会は、市民交流センターの設置目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に市民交流センターの管理を行わせることができる。

2 前項の規定により市民交流センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第3条第1項及び第4条第2項中「教育委員会が特に必要と認めるときは」とあるのは「指定管理者が必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て」と、第3条第2項、第5条から第8条まで、第13条、第16条及び第17条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者の条件)

第20条 市民交流センターの指定管理者は、設置目的を理解し、適正な管理ができる法人その他の団体とする。

(指定管理者の指定の期間)

第21条 指定管理者が市民交流センターの管理を行う期間は、指定の日から起算して5年以内とする。

2 教育委員会は、指定期間が満了した場合において、当該指定管理者を再指定することを妨げない。

(指定管理者が行う業務)

第22条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 市民交流センターの使用の許可その他の運営に関する業務

(2) 市民交流センターの施設等の維持管理に関する業務

(3) 生涯学習の推進及び充実を図るため実施する事業に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、市民交流センターの管理上、教育委員会が必要と認める業務

(利用料金)

第23条 教育委員会は、第19条第1項の規定により市民交流センターの管理を指定管理者に行わせる場合において、市民交流センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）及びその駐車場の利用に係る料金（以下「駐車場利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。この場合において、第9条から第11条まで、第14条及び第15条の規定は適用しない。

2 前項の利用料金の額は別表第1に、駐車場利用料金の額は別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。

3 教育委員会は、前項の規定により利用料金及び駐車場利用料金の額を定めたときは、速やかにこれを告示するものとする。

4 第1項の規定により利用料金を指定管理者に收受させる場合において、使用者は、指定管理者が定める方法により利用料金を支払わなければ

ならない。

- 5 第1項の規定により駐車場利用料金を指定管理者に収受させる場合において、駐車場に自動車を駐車した者は、自動車を出場するときに駐車場利用料金を指定管理者に支払わなければならない。
- 6 指定管理者は、教育委員会の承認を得て定める基準により、利用料金及び駐車場利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 7 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、教育委員会の承認を得て定める基準により、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の河内長野市立市民交流センター条例の規定は、この条例の施行の日以後に支払われる料金について適用し、同日前に支払われる料金については、なお従前の例による。

別表第 1 (第 9 条関係)

(1) 施設使用料

(単位 円)

施設名称	使用時間		午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
	午前 9 時～ 正午	午後 1 時～ 午後 5 時	午後 6 時～ 午後 10 時	午後 9 時～ 午後 5 時	午後 1 時～ 午後 10 時	午前 9 時～ 午後 10 時	午後 1 時～ 午後 10 時	午前 9 時～ 午後 10 時
集会室	1,200	1,600	1,600	2,800	3,200	4,400		
大会議室 A	1,800	2,400	2,400	4,200	4,800	6,600		
大会議室 B	1,200	1,600	1,600	2,800	3,200	4,400		
大会議室 AB	3,000	4,000	4,000	7,000	8,000	11,000		
和室 A	700	900	900	1,600	1,800	2,500		
和室 B	600	800	800	1,400	1,600	2,200		
和室 AB	1,300	1,700	1,700	3,000	3,400	4,700		
視聴覚室	1,500	2,000	2,000	3,500	4,000	5,500		
特別会議室	1,400	1,800	1,800	3,200	3,600	5,000		
会議室 1	900	1,200	1,200	2,100	2,400	3,300		
会議室 2	900	1,200	1,200	2,100	2,400	3,300		
中会議室 A	700	1,000	1,000	1,700	2,000	2,700		
中会議室 B	700	1,000	1,000	1,700	2,000	2,700		
中会議室 AB	1,400	2,000	2,000	3,400	4,000	5,400		
イベントホール	7,900	10,600	10,600	18,500	21,200	29,100		
イベントホール (フロアのみ)	3,200	4,400	4,400	7,600	8,800	12,000		
多目的スタジオ	1,600	2,200	2,200	3,800	4,400	6,000		
食工房	最初の 3 時間まで 2,200 円 以後 1 時間ごとに 600 円							

創作工房	1,600	2,200	2,200	3,800	4,400	6,000
音楽スタジオ1	700	1,000	1,000	1,700	2,000	2,700
音楽スタジオ2	500	600	600	1,100	1,200	1,700
保育室	700	900	900	1,600	1,800	2,500
講師控室	200	300	300	500	600	800

備考

- 1 使用時間とは、会場の準備、後始末を含む時間をいう。
- 2 施設使用料は、次の要件に該当する場合は、該当する要件に定める金額全てを加えた額とする。
 - ・使用者が市外居住者の場合 この表に定める金額の10割
 - ・使用者が2,000円未満の入場料その他これに類する料金（以下「入場料等」という。）を徴収する場合 この表に定める金額の10割
 - ・使用者が2,000円以上の入場料等を徴収する場合 この表に定める金額の20割
 - ・使用者が営利宣伝目的で使用する場合（入場料等を徴収する場合を除く。） この表に定める金額の10割

(2) 附属設備・器具備品使用料

種別	単位	使用料
舞台設備	1台、1双	各10,000円
照明設備	1式	各5,000円
音響・映像設備	1本、1台、1式	各10,000円

その他附属設備	1 台、1 式、1 回、1 枚、1 kW	各 10,000 円
---------	-------------------------	------------

別表第 2 (第 14 条関係)

(単位 円)

使用時間	駐車場使用料
入場時から 2 時間まで	無料
入場時から 2 時間超	2 時間を超えた時間 30 分ごとに 100 円

備考 駐車場の使用時間に 30 分未満の端数があるときは、これを 30 分とする。

報告第12号

労働基準法第36条に基づく労使協定の締結について

教育委員会事務局職員に係る労働基準法第36条に基づく労使協定の締結について、別冊1のとおり報告する。

令和3年7月21日

河内長野市教育長 松本 芳孝

報告第13号

令和2年度河内長野市学校給食会の事業及び決算の報告について

令和2年度河内長野市学校給食会の事業及び決算について、別冊2のとおり報告する。

令和3年7月21日

河内長野市教育長 松本 芳孝

報告第14号

令和2年度公益財団法人河内長野市文化振興財団の事業並び
に決算の報告について

令和2年度公益財団法人河内長野市文化振興財団の事業並びに決算に
ついて、別冊3のとおり報告する。

令和3年7月21日

河内長野市教育長 松本 芳孝